

「知的財産紛争における仲裁の活用と論点」のご案内

2022年2月8日

日本国際紛争解決センター（JIDRC）とIACTの共催によるオンラインセミナーとして、「知的財産紛争における仲裁の活用と論点」をご案内します。

日本では、知財分野において、仲裁はあまり利用されていないと言われています。

仲裁の利用が少ない背景として、特許の有効性は特許庁が判断することによる、いわゆるダブルトラック問題が存在している可能性があります。例えば、裁判所において侵害訴訟等が確定した後に、特許庁の無効審判において侵害訴訟が基礎とした内容と異なる審決が確定した場合、特許権侵害訴訟等の当事者であった者は、当該特許権侵害訴訟等の判決確定後に、審決特許を無効にすべき旨の審決が確定したことを再審の訴えにおいて主張することはできません（日本特許法104条の4）。しかし、紛争当事者が仲裁合意を行い、仲裁判断が確定した後、特許庁の無効審判等において仲裁判断が基礎とした内容と異なる審決が確定した場合、仲裁判断がどのように取り扱われるのかについては必ずしも明確ではありません。

また、仲裁の暫定措置については、日本ではまもなく執行力が与えられることとなっているほか、仲裁合意がなされた場合でも、米国ではITCの利用は理論上可能となっており、裁判所での仮処分も可能と解されています。仲裁手続を含め、国際的な知的財産紛争における迅速かつ効果的な救済手段について理解を深めることは、仲裁の理解や利用の促進の一助となり得ます。

このような実務上の論点について、日米のこの分野に精通するモデレーターやパネリストが行う議論は、知的財産紛争において仲裁の利用を検討するにあって非常に有用と思われるので、奮ってご参加ください。

日 時：2022年2月25日（金）午前10時～午前11時30分（日本時間）

※ 米国東部時間：2022年2月24日（木）午後8時～午後9時30分

開催方法：オンライン（下記登録方法より登録）、無料

プログラム：

1 挨拶

2 論点1：仲裁判断の「既判力」（ダブルトラック問題との関連で）

（シナリオ：特許侵害の訴えについて仲裁判断がIACTによってなされかつ確定した後、日本特許庁が対象特許について無効と判断した。この場合、仲裁判断はどうなるのか。）

モデレーター：ヨーク・フォークナー（米国弁護士・外国法事務弁護士、YMFLAW 外国法事務弁護士事務所）

パネリスト：高部眞規子（弁護士、前高松高等裁判所長官、元知的財産高等裁判所長官、西村あさひ法律事務所）、玉井克哉（教授、東京大学先端科学技術研究センター／信州大学）、ランドール・レーダー（元米国連邦巡回区控訴裁判所長官）、ロバート・パーカー（米国弁護士、Rothwell Figg, Ernst & Manbeck, P.C. DCオフィス）、ライアン・アボット（知的財産法教授、UCLA）

3 論点2：仲裁合意と迅速かつ効果的な救済手段

（シナリオ：ライセンシー（日米に営業所あり）が関与している取引によって、特許侵害品が米国に輸入されることを特許権者が知った。ライセンス契約には仲裁合意が定められている。どこのフォーラムで対応すべきか。）

モデレーター：玉井克哉

パネリスト：小原淳見弁護士、長島・大野・常松法律事務所）、服部誠（弁護士・弁理士、阿部・井窪・片山法律事務所）、ランドール・レーダー、ヨーク・フォークナー、ロバート・パーカー、ライアン・アボット、トム・ジャービス（弁護士、Winston Strawn, DCオフィス）。

4 質疑応答（上記各論点の中で行われることもあります。）

5 挨拶

言語：日本語・英語（日⇄英の同時通訳つき）

登録方法：Zoomによるウェビナーの参加登録はこちら。

（ご登録後、ウェビナー参加に関する確認メールが届きます。）

登録 URL:

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_PKey7iUtTQuhrZNGalykwA

QR コード

